

# 市立学校・園における災害時の措置

川西市教育委員会 学校教育室

## <兵庫県南部・阪神地域における台風・大雨等の場合>

1	<b>午前7時現在</b> ◎「暴風・大雨・洪水警報」のいずれかが発令中。	◎ <b>自宅待機</b>
2	<b>午前10時までに</b> ◎「警報」解除時 又は「注意報」に変更時。	◎ <b>登校園する</b>
3	<b>午前10時現在</b> ◎引き続き「警報」発令中。	◎ <b>臨時休業</b>
4	<b>登校園途中</b> 又は <b>登校園後</b> ◎「暴風・大雨・洪水警報」のいずれかが発令された時。	◎ <b>下校園又は校園での待機＝校園長判断</b>
5	◎「 <b>大雪警報</b> 」発令中の場合 <b>午前 7時現在 自宅待機</b> <b>午前 10時現在 臨時休業</b>	※10時までに「大雪警報」が解除されても、積雪状況によって、危険が予測される場合。 <b>臨時休業＝校園長判断</b>

## <地震の場合>

1	<b>登校園以前</b>	◎校園区内に甚大な被害が発生し、安全確保が困難であると校園長が判断した場合は、 <b>臨時休業とする。</b>
2	<b>登校園途中</b> 又は <b>登校園後</b>	◎安全確保に努めながら下校園させるか、校園内に待機させるかなど、校園長が判断し、適切な措置を講じる。

## <留意事項>

◎子どもの安全面で登校園が危険だと思われたら無理に登校園させない＝保護者の判断